

## 令和5年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日時：令和5年5月22日（月）15時30分～

場所：栄区役所新館4階8・9号会議室

協議会会長あいさつ

区長あいさつ

### 1 議題

- (1) 令和5年度の役員について 【資料1】
- (2) 令和4年度事業報告及び決算について 【資料2】
- (3) 令和5年度事業計画及び予算について 【資料3】

### 2 報告事項

- (1) 令和4年度の拠点訓練の取組について 【資料4】
- (2) 地域防災拠点担当参与について 【資料5】

### 3 依頼・連絡事項

- (1) ペット同行避難の啓発・支援事業について 【資料6】
- (2) 拠点訓練の実施依頼について（総務課） 【資料7】
- (3) セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について（総務課） 【資料8】
- (4) 地域防災活動奨励助成金の交付について（総務課） 【資料9】  
⇒準備ができ次第、請求書を提出してください。
- (5) 各地域防災拠点 鍵管理者名簿の作成について（総務課） 【資料10】  
⇒7月7日（金）までに名簿を提出してください。
- (6) アンケート結果を踏まえた資機材見直しの方向性について  
（総務局地域防災課） 【資料11】
- (7) 備蓄品の更新及び有効活用等について（総務課） 【資料12】  
⇒7月7日（金）までに報告書を提出してください。
- (8) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの改訂について（総務局地域防災課） 【資料13】
- (9) 災害用コミュニケーションボード等の再配付について（健康福祉局） 【資料14】
- (10) ウェットティッシュ及び避難所掲示セットの配付について（総務課） 【資料15】
- (11) 災害時に備えた応急給水訓練（水道局） 【資料16】
- (12) 令和5年度地域防災拠点運営研修について（総務局地域防災課） 【資料17】  
⇒6月21日（水）までに受講者推薦書を提出してください。
- (13) 防災ライセンスリーダー講習の実施について（総務課） 【資料18】
- (14) 栄区緊急時情報伝達システムへの登録について（総務課） 【資料19】  
⇒6月24日（金）までに申請書をご提出ください。
- (15) ハマッコトイレの地域要望（治具配布・動画公開）への対応について  
（環境創造局） 【資料20】



## 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

### (目的)

第1条 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、栄区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、栄区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号のほか、協議会の運営に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の会員は、運営委員会の委員長をもって組織する。

- 2 その他、参与を置く。参与は協議会の会長が指名する者及び行政関係者をもって構成し、協議会の運営に必要な助言を行う。

### (役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名

- 2 役員は、会員の互選によって定める。  
ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 会計は、協議会の会計処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面開催とすることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

2 事務局長は、栄区総務課長をもって充てる。

3 事務局次長は、栄区総務課防災担当係長をもって充てる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、別に定める。

#### 付 則

この会則は、平成8年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年6月11日から施行する。

この会則は、令和3年5月19日から施行する。

## 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員名簿

## 令和4年度

役 員	氏 名	備 考
会 長	毛 利 勝 男	豊 田 小
副 会 長	加 藤 重 雄	千 秀 小
副 会 長	安 藤 健 一	小菅ヶ谷小
会 計	伏 見 和 久	栄区総務課長
監 事	千 葉 廣 衛	西 本 郷 中
監 事	齋 藤 進	庄 戸 小

## 令和5年度(案)

役 員	氏 名	備 考
会 長	毛 利 勝 男	豊 田 小
副 会 長	加 藤 重 雄	千 秀 小
副 会 長	安 藤 健 一	小菅ヶ谷小
会 計	伏 見 和 久	栄区総務課長
監 事	千 葉 廣 衛	西 本 郷 中
監 事	齋 藤 進	庄 戸 小

令和5年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿(参考)

敬称略

地域 防災 拠点 運営 委員会 委員長	千秀小学校地域防災拠点運営委員会委員長	加藤 重雄
	豊田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	毛利 勝男
	飯島中学校地域防災拠点運営委員会委員長	井尾 博文
	飯島小学校地域防災拠点運営委員会委員長	田中 正也
	小菅ヶ谷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	安藤 健一
	本郷台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	三好 啓介
	笠間小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石山 俊雄
	西本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	千葉 廣衛
	西本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	伊勢崎 市三郎
	小山台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	中村 眞一
	本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	関根 佐代子
	公田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	内田 勝啓
	桂台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 文彦
	桂台中学校地域防災拠点運営委員会委員長	平野 義尚
	本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	未 決 定
	桜井小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 勝美
	上郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	藤木 健
	庄戸小学校地域防災拠点運営委員会委員長	齋藤 進
旧庄戸中学校地域防災拠点運営委員会委員長	都築 ちひろ	
旧野七里小学校地域防災拠点運営委員会委員長	根本 義彦	

参 与	豊田連合町内会自治会長	横川 恵
	笠間連合町内会自治会長	指田 弘
	小菅ヶ谷連合町内会長	田中 健次
	本郷中央連合町内会自治会長	細田 利明
	本郷第三連合町内会長	豊田 孝有
	上郷西連合町会長	三原 一郎
	上郷東連合町会長	芦川 弘
	栄区長	堀口 和美
	栄警察署長	有馬 美奈子
	栄消防署長	飯島 俊朗
	栄区副区長	今仁 知宏
	栄区福祉保健センター長	横森 喜久美
	栄区福祉保健センター担当部長	大野 豊
	栄区土木事務所長	宍戸 由範
	戸塚水道事務所長	栗原 誠仁
	資源循環局栄事務所長	須賀 裕司
	栄区小学校長会 代表	瀧田 健二
	栄区中学校長会 代表	湊 浩一
	栄区社会福祉協議会長	田中 健次
	栄消防団長	増田 明彦

※変更は網掛けで表示しています。

## 令和4年度 栄区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会	令和4年5月20日	40名
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	各拠点にて計画	各拠点運営委員等
	防災クロストーク	令和4年12月3日	各拠点運営委員 横浜栄ボランティア ネットワーク 事務局
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検（委託業者による）	令和4年11月	事務局
	資機材点検（自主点検）	随時	各地域防災拠点

(第9号様式)

令和4年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	支出済額	増△減	支出日	説明
各拠点運営委員会経費	2,400,000	2,243,620	156,380	令和4年 8月4日	横浜市に返還予定
支出合計	2,400,000	2,243,620	156,380		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外



(第10号様式)

令和5年5月22日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会長 毛利 勝男 様

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監事 千葉 廣隆   
監事 齋藤 進 

### 監 査 報 告 書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和4年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日 令和5年5月11日
- 2 監査対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 監査事項 決算書・現金出納簿・支出伝票他
- 4 監査の結果及び意見 帳簿及び証書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。



## 令和5年度 栄区地域防災活動事業計画書

	事業名・内容	期日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	令和5年5月22日	20人
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	随時	各拠点運営委員及び住民
	地域防災拠点 運営委員長意見交換会	令和5年7月12日	各拠点運営委員及び事務局
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検（委託業者による）	令和5年9月	事務局
	資機材点検	随時	各地域防災拠点

(第3号様式)

令和5年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	前年度予算額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	前年度予算額	増△減	支出日	説明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,400,000	0		横浜市助成金 120,000円 ×20拠点
支出合計	2,400,000	2,400,000	0		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外

令和 5 年 5 月 22 日

地域防災拠点運営委員長 各位

## 令和 4 年度 地域防災拠点訓練の実施結果報告について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度も従前の規模・回数の訓練を実施せず、多くの拠点が運営委員会規模での実施を行いました。令和 4 年度の訓練実施拠点、及び実施項目は下表のとおりです。

拠点名	訓練実施項目 (○)					
	避難者 受付	情報 受伝達	特設公衆 電話	要援護者	トイレ 対策	感染症対策 (区割り含む)
千秀小	○	○	○	○	○	○
豊田小	○	○	○	○	○	○
笠間小	○				○	○
西本郷中	○	○	○	○		
公田小					○	
小山台小	○	○			○	○
本郷台小					○	
小菅ヶ谷小	○	○	○			○
桂台小	○	○		○	○	○
桂台中	○				○	○
本郷小					○	
桜井小	○				○	○
上郷小		○	○			
庄戸小	○	○	○		○	○
旧庄戸中	○	○		○	○	○

### (総括)

- ・ 15 拠点/20 拠点が訓練を実施しました。
- ・ 訓練の規模については、運営委員のみで行われるものが中心ですが、一方で住民や生徒も巻き込んだ数十名規模の訓練や夜間訓練を行った拠点もありました。(豊田小学校、笠間小学校、小菅ヶ谷小学校、西本郷中学校など)



# 西本郷中学校地域防災拠点 夜間訓練の実施

## 1 夜間訓練実施の目的と必要性の共有

熊本地震（前震 2016 年 4 月 14 日（木）21 時 26 分、本震 2016 年 4 月 16 日（土）1 時 25 分）を教訓に、夜間訓練実施の目的と必要性を共有し、初の夜間訓練を行った。（訓練時間：午後 5 時 30 から 7 時まで）



## 2 本訓練の前提条件

- ・夜間、横浜市内で震度 5 強以上を観測する地震が発生。
- ・全 8 町内会の住民は「いっとき避難場所」へ一時避難。
- ・状況を確認後、自宅に戻れる人は自宅へ、戻れない住民は「地域避難所」へ向かった。
- ・一方、横浜市防災計画に則り、市内において震度 5 強以上を観測していることから、西本郷中学校地域防災拠点が開設されることとなり、運営委員・自治会町内会等関係者が迅速に終結することとなった。



### 3 今回の訓練内容

- ① **学校正門の鍵管理者（運営委員長1名）が正門の鍵を開閉し、押し寄せる避難者を一旦グラウンドに誘導することを想定し、手順を確認。**
- ② **避難所となる学校建物（体育館）の安全確認を行い、体育館鍵管理者（6町内会）の確認を行った。**
- ③ **体育館の点灯スイッチの場所確認と点灯、さらに冬季であり、暖房器具収納場所と使用方法を確認した。**
- ④ **避難者受付準備のため、防災倉庫の開錠。**
  - ①懐中電灯②ランタン③避難者カード④筆記用具⑤特設公衆電話設置
- ⑤ **区本部への「訓練、西本郷中学校地域防災拠点開設」の第一報を行った。**



### 4 訓練成果

- ・ **夜間時の避難所の開設から運営を実体験することができた。**
- ・ **夜間時避難所運営に対する対応の想像力が欠けていた（ヘルメット・軍手・上履き・証明器具の不備）**



令和 5 年 5 月 22 日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

## 令和 5 年度 栄区地域防災拠点担当参与について

本年度の地域防災拠点の担当参与について、以下のとおり決定しましたのでご案内いたします。

## 1 担当参与について

栄区では各地域防災拠点に対して担当参与を原則 2 名配置し、平常時の区役所と地域防災拠点運営委員（以下、「運営委員」という。）との連絡体制の確立と、運営委員の支援体制を構築しています。運営委員が各役員の選出や運営委員会の開催通知等、庶務事務を行っていただいておりますが、担当参与は事務連絡や助言する立場となっております。

## 2 主な役割

## (1) 運営委員

平常時：運営委員会役員の選出や運営委員会開催の事務等及び訓練の計画策定及び実施  
 発災時：地域防災拠点の開設・運用

## (2) 担当参与

平常時：運営委員会へ出席し事務連絡や助言等を行う  
 発災時：栄区災害対策本部（栄区役所）で活動

## 3 担当参与

拠 点 名	担 当 課 長	担 当 参 与	
千秀小学校	こども家庭支援課長	白井（こども家庭支援課）	杉森（こども家庭支援課）
飯島小学校	税務課長	早坂（税務課）	中村（税務課）
飯島中学校	地域振興課長	辻本（地域振興課）	神田（こども家庭支援課）
豊田小学校	保険年金課長	林（保険年金課）	浅香（保険年金課）
小菅ヶ谷小学校	福祉保健課長	川村（福祉保健課）	壺井（高齢・障害支援課）
笠間小学校	生活衛生課長	古家（生活衛生課長）	尾上（生活衛生課）
西本郷中学校	総務課長	杉田（総務課）	須藤（総務課）
西本郷小学校	区政推進課長	鶴岡（区政推進課）	眞柄（区政推進課）
小山台小学校		石塚（区政推進課）	山口（区政推進課）
本郷台小学校	福祉保健課長	山田（福祉保健課）	門脇（福祉保健課）
本郷中学校	戸籍課長	上野（戸籍課）	西野（戸籍課）
公田小学校	学校連携・こども担当課長	三石（こども家庭支援課）	川添（こども家庭支援課）
桂台小学校	生活支援課長	鈴木（生活支援課）	足立（総務課）
桂台中学校	高齢・障害支援課長	木野内（高齢・障害支援課）	木村（高齢・障害支援課）
本郷小学校	生活支援課長	山口（生活支援課）	荒井（生活支援課）
桜井小学校	地域振興課長	野本（地域振興課）	堤（地域振興課）
上郷小学校	税務課長	海老原（税務課）	笠羽（税務課）
旧野七里小学校	高齢・障害支援課長	岩崎（高齢・障害支援課）	芦澤（高齢・障害支援課）
庄戸小学校	税務課担当課長	柴田（税務課担当課長）	藤見（会計室）
旧庄戸中学校	保険年金課長	大谷（保険年金課）	栗原（保険年金課）



## ペット同行避難者に円滑に対応していくために

# 一時飼育場所の設置や、飼育ルールについて、検討しませんか？

地域防災拠点は、多くの被災者が共同で避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない方もいます。このような避難者がいることを考慮し、いざという時の混乱をさけるため、一時飼育場所の設置場所の検討など、地域防災拠点の実情に応じたペット対策を平常時から準備しておきましょう。

また、ペット同行避難者受入の取組を進めている地域防災拠点にご協力いただき、「災害時ペットの一時飼育場所設置事例集」や「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)」を作成してあります。各拠点運営委員の皆様や飼い主の皆様で検討をしていただく際には、参考としてご活用ください。

### ① まずは

#### ペットの一時飼育場所を決めましょう

##### ペットの一時飼育場所事例集

具体的な設置場所の例や写真等を掲載しています。どのような場所が適当か検討しましょう。

- ◆動物飼育小屋の事例
- ◆近隣の公園の事例
- ◆校庭や校舎裏の事例 など

### ② 次に

#### 一時飼育場所でのペットの飼育ルールを考えましょう

##### ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)

拠点での一時飼育場所開設までの流れを掲載しています。

- ◆開設運営の手順
- ◆飼育ルール案
- ◆飼い主の会参加同意書 など

※マニュアルの一例です。飼い主の会と拠点運営委員会  
で検討したうえで、加除修正を行い、地域の実情に合ったマニュアルを作成してください。

### ③ 拠点開設訓練の時に、 ペット対策のメニューを検討したい

- ペット同行避難訓練を行う
- 飼い主用「ペット用非常時持出セット」の展示
- 訓練参加者への展示や啓発

展示物品等の用意をしておりますので、ぜひ参加を通じ、ご相談ください。



横浜市 災害時のペット対策

検索

これらの資料は動物愛護センターのホームページからダウンロードできます



## ペット同行避難とは？

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難所等まで避難することを「ペット同行避難」といいます。

避難所等において、ペットを同室で飼養管理することではありません。



動画もぜひご覧ください



## 地域防災拠点におけるペット対策の支援を行っています！

「飼育場所」「ルール」設定や「同行避難受入訓練」に取り組まれる際には、各区役所生活衛生課にぜひご相談ください。内容の検討や課題の解消に向けて、ご一緒に取り組んでまいります。

お問い合わせ：栄区生活衛生課 045-894-6967



令和5年5月22日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

### 拠点訓練の実施について（依頼）

運営委員長の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても運営委員会や訓練にかかる着実な検討を進めていただき、厚くお礼申し上げます。

令和5年度の各地域防災拠点での訓練実施について、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

#### 1 訓練の実施時期について

9月1日の防災の日及び1月17日の防災とボランティアの日を中心とした時期に、訓練の実施をお願いします。

#### 2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所などにおける感染対策等について

令和5年5月8日（月）にコロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されましたが、避難所等は災害時には一定期間、多くの方が集団生活をする場合があります、避難所等における感染対策は今後も必要となるため、可能な限り、次のとおり対応をお願いします。

##### 【今後の避難所等での感染対策】

- 全ての避難所等での共通事項
  - ・マスク着用及び手指衛生の推奨
  - ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理
- 各避難所等の判断による追加事項（感染症（疑い含む）の感染状況により判断）
  - ・受付時における避難者の体調確認（検温及び聞き取り等）及び有症状者との動線分け
  - ・避難者同士の距離の確保及び生活スペースの隔離（部屋分けや仕切りでの区切り等）
- その他、各地域防災拠点運営委員会の委員長等が必要と認めたこと。

拠点訓練についても、上記を踏まえたうえで、実施をお願いします。

#### 3 訓練実施計画書・報告書について

拠点訓練を実施される際は、訓練実施計画書と報告書を作成し、区役所との情報共有を行って訓練の実施してください。訓練実施の2週間前に計画書を提出し、また訓練実施後は2週間以内に報告書を提出するようお願いいたします。

##### (1) 訓練実施計画書について

ア 提出書類

## 拠点訓練実施計画書（様式1）

※消防署に防災指導を要請する際は「地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書」を参与にご提出ください。

- イ 提出期限  
実施の2週間前

### (2) 訓練実施報告書について

- ア 提出書類  
拠点訓練実施結果報告書（様式2）
- イ 提出期限  
訓練実施後、2週間以内

### (3) 提出方法

拠点参与（区役所の課長、係長）へご提出をお願いします。

## 5 添付資料

- (1) 域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書

担 当：栄区役所総務課 武内・市野 電 話：045-894-8312 メール：sa-bosai@city.yokohama.jp
---------------------------------------------------------------------------

(様式1)

# 拠点訓練実施計画書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 ( ) 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	参加依頼機関	備考





(様式2)

# 拠点訓練実施結果報告書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 ( ) 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場 参加者総数 名

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	備考



## 地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書

拠点訓練実施日 令和 年 月 日 拠点名 \_\_\_\_\_

訓練参加予定者数 (運営委員含む)		
訓練実施時間		時 分 ~ 時 分
消防署への 依頼事項	集合時間、場所	集合時間： 集合場所：
	消防職員必要人数 (消防団員)	消防職員： 人 消防団員： 人
	訓練支援内容	
	資機材の 借用	資機材名 (個数)
受領日時		
返却日		

※訓練当日、近隣で火災等災害が発生した場合、出場するため訓練支援を受けられなくなる可能性があります。

また、訓練支援や資機材借用も先約がある場合は依頼を受けられない場合があります。

担当参与： \_\_\_\_\_



栄区地域防災拠点運営委員会会長 各位

セーフコミュニティ災害安全対策分科会

## セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について

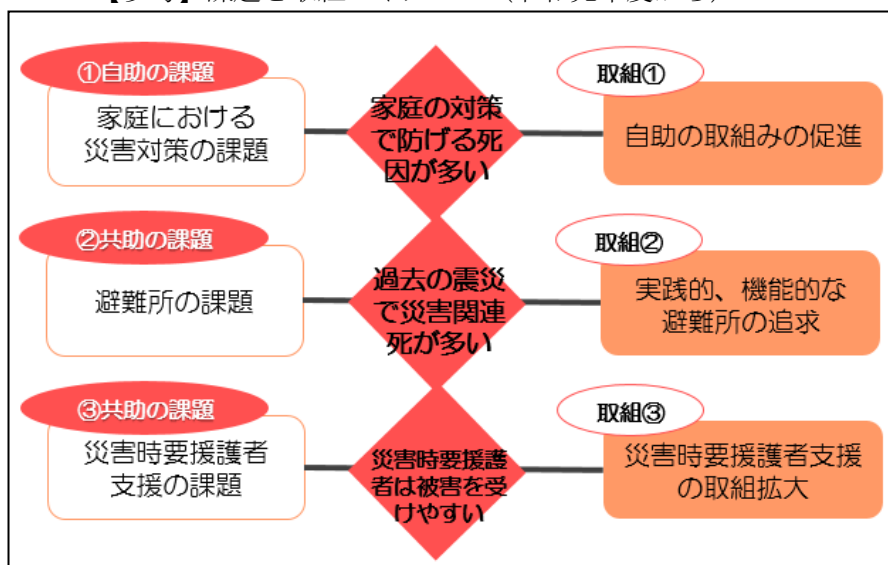
セーフコミュニティ災害安全対策分科会では、令和元年度に災害安全対策の課題と取組について整理を行い、具体的な取組内容を示し、課題について取り組んできました。

引き続き、今年度も課題に取り組んでいきますので、以下の項目についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 1 災害安全対策分科会の課題と取組の概要について

- (1) 家庭における災害対策の課題 **自助の課題**  
家庭における事前の備えの啓発を行います。
- (2) 避難所の課題 **共助の課題①**  
災害関連死の防止に向けて、実践的・機能的な避難所を追求するための避難所運営訓練を行います。
- (3) 災害時要援護者支援の課題 **共助の課題②**  
災害時に要援護者は被害を受けやすい傾向にあることから、災害時要援護者支援の取組を行います。

【参考】課題と取組のイメージ（令和元年度から）



## 2 課題に対する具体的な取組について

### (1) 家庭における災害対策の課題に対する取組 **自助の課題**

#### ア 家具転倒防止対策助成事業及び耐震補強の広報（継続）


チラシ（別添）を使用した広報を行います。引き続きご協力をお願いします。

#### イ 「栄防災ノート」の増刷・配布

「栄防災ノート」を配布します。つきましては、配布および活用にご協力をお願いします。

**「栄防災ノート」概要**

各世帯で災害に備えるために必要な準備や避難行動、避難先、情報の収集方法などについてチェックと書き込みができるノートです。各ページを記入すると、オリジナル防災ノートが完成します。発災した時に携帯しやすいA5サイズです。



### (2) 避難所の課題に対する取組：災害関連死の防止に向けた避難所運営 **共助の課題①**

災害関連死（※）を防止するためには、各避難所が機能的、実践的な運営訓練を行う必要があります。災害安全対策分科会では、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえた上で、地域防災拠点運営訓練に対して6年計画での項目を提案し、区全体の訓練水準を高める取組を行ってきました。本年度も各拠点にて、6年計画を踏まえた訓練内容をご検討いただくよう依頼します。

※災害関連死とは…災害による火災・水難・家屋の倒壊など直接的な被害による死ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化したりするなどして死亡すること

#### 令和5年度策定 訓練計画

年度	実施項目	備考
令和元年度	避難者受付、トイレ対策	
令和2年度	情報受伝達、特設公衆電話、要援護者対応	多くの拠点で訓練を実施できず
令和3年度	感染症対策（区割りを含む）、情報受伝達、特設公衆電話の設置	前年度の実施状況にあわせ計画を改訂
令和4年度	要援護者対応、炊き出し感染症対策	
令和5年度	学校・企業等との連携、夜間訓練	
令和6年度	総合訓練の実施	

### (3) 災害時要援護者支援の課題に向けた取組 **共助の課題②**

みんなにやさしい避難所運営、災害関連死を防ぐ観点から、地域防災拠点の校舎内に災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦など）用の別教室を概ね3教室

確保することが望ましいとされています。昨年度に引き続き、栄区内小中学校長に対して、概ね3教室を確保できるように依頼します。

併せて、別教室を活用した地域防災拠点運営訓練を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

<参考>

栄区の災害関連死による死者想定…約 116 人

※熊本地震における直接死と災害関連死の比率から災害安全対策分科会事務局で推計

(直接死による死者数：災害関連死による死者数=27:73に基づき、栄区の直接死による死者想定 43 人で計算)

総務課防災担当

担当：武内、市野

電話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

E-MAIL：sa-bosai@city.yokohama.jp

## 災害安全対策分科会について

栄区セーフコミュニティ推進協議会は、WHO が認証する国際認証ではなくなったこと、また、認証の取得と維持に係る事務経費の削減を目的として、令和5年度の再々認証を取得せず、令和5年10月末で認証期間が満了します。

令和5年11月以降は、これまでの取組を以下のとおり各所属、団体で継続して行っていくこととし、セーフコミュニティ災害安全対策分科会としての活動は令和5年10月末をもって終了いたします。

### 1 家具転倒防止対策助成事業及び耐震補強の広報について

今後も区役所総務課において地区センター、地域ケアプラザや老人福祉センターにチラシを配架するとともに、防災イベント等で周知・啓発し、普及促進します。

### 2 「栄防災ノート」の配布

今後も区役所総務課において、引き続き防災啓発イベントや窓口での配布を継続し、区民の災害対策を推進します。

### 3 地域防災拠点への提案について

地域防災拠点の課題に対する取組みについては、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会において、意見交換等を行いながら、区と地域で引続き課題解決に向けて取組を進めてまいります。

### 4 災害時要援護者支援の課題に向けた取組

今後も区役所福祉保健課が出前講座の実施やリーフレットの配布、要支援者名簿の提供（希望自治会のみ）などにより災害時要援護者支援の取組を推進します。



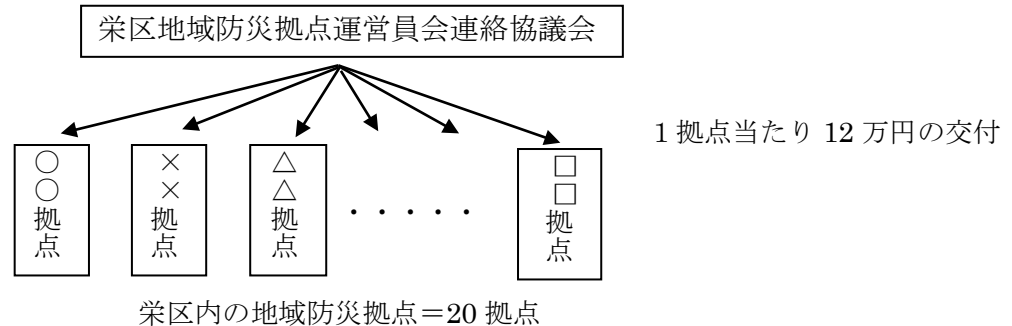
地域防災拠点運営委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

## 地域防災活動奨励助成金の交付について

### 1 趣旨

地域防災拠点運営委員会（以下「拠点」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の拠点の運営に備えた訓練及びその他の活動を円滑に行うために、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から交付するものです。



### 2 交付金額

1 拠点当たり、12万円（ただし、実際には上記金額から振込手数料を差し引いた金額）

### 3 交付について

拠点ごとに請求書をご提出いただきます。事務局において振込完了後、参与（区役所の係長）を通じてご連絡します。

### 4 留意事項

#### (1) 支出について

当該年度に発生する経費支出が対象となります。助成金は翌年度への持ち越しはできません。残金が発生する見込みの場合は、参与（区役所の係長）に連絡願います。

#### (2) 支出用途について

助成金は用途が「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。それ以外を目的とする支出はできません。

- 使用可 …訓練の企画及び実施に係る費用、運営委員会等の会議に係る費用、  
備蓄庫に独自に配備する備蓄物品、訓練時の熱中症対策飲料水、  
運営委員会等の会議でのお茶・菓子・お弁当の食事代 など
- ×使用不可…運営委員会の役員等への謝金、運営委員会等の懇親会費 など

※今年度より会議等の茶菓子・お弁当などが認められます。

#### (3) 領収書の添付について

全ての支出項目に関して領収書の提出が必要になります。領収書の添付がない場合、支出は認められませんので、領収書の紛失等には十分留意願います。また、宛名については「○○学校地域防災拠点」としてください。

研修会等に参加するための交通費を委員に支給する場合も、委員から領収書を受領して添付してください。

担 当：栄区役所総務課  
武内・市野  
電 話：045-894-8312  
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp



令和 年 月 日

# 請求書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

学校地域防災拠点運営委員会

委員長

印

下記のとおり請求します。

金 ￥120,000-

運営経費交付方法について

## ・口座振込

(振込手数料につきましては、運営経費より差し引いて振り込みます)

以下、口座振込の場合に記入してください。

フリガナ	
口座名義人	
振込先	銀行 支店 信用金庫 出張所 信用組合 農協
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	

※口座確認のため、通帳の写しもあわせてご提出願います。(通帳の1ページ目の写し)



令和5年5月22日

地域防災拠点運営委員長

栄区総務課長

令和5年度 各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（依頼）

各地域防災拠点において、夜間・休日など教職員不在の時間帯における発災への対応のため、各地域防災拠点運営委員会の皆様に学校施設の鍵の保管をお願いします。

つきましては、令和5年度の各地域防災拠点運営委員会における鍵管理者名簿を作成のうえ、下記担当まで提出していただきますようお願いいたします。

1 提出書類

令和5年度地域防災拠点鍵管理者名簿（別紙1）

2 提出期限

令和5年7月7日（金）までをお願いします。

3 提出先

拠点参与（区役所の課長、係長）を通じて提出願います。

担 当：栄区役所総務課  
武内・市野  
電 話：045-894-8312  
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp



## 令和5年度栄区地域防災拠点鍵管理者名簿

届出年月日 令和5年 月 日

学校地域防災拠点運営委員会

保管者氏名	委員会役職名	住 所	電話番号	正門	体育館	昇降口	防災備蓄庫	その他	備考

個人情報 は 栄区 地域 防災 拠点 の 運営 ・ 管理 ・ 連絡 の ため に 収集 し ます 。 栄区 役所 関係 者 、 栄区 内 学校 関係 者 、 栄区 地域 防災 拠点 各 運営 委員会 が 活用 し ます の も の で す 。 目的 以外 の こと に は 使用 し ませ ン 。





## アンケート結果を踏まえた資機材見直しの方向性について

令和4年度末に実施した、「地域防災拠点における資機材見直しに係るアンケート調査」の結果等を踏まえ、各地域防災拠点から救助資機材の一部を回収します。

### 1 回収対象資機材

エンジンカッター	2台
レスキュージャッキ	1台
応急担架用ポール	10本

エンジンカッターとジャッキについては、拠点の希望により残すことも可能とします。



※同等品含む

### 2 回収時期及び場所

令和6年1～2月に、各地域防災拠点において回収します。

### 3 資機材回収の意向調査

#### (1) エンジンカッター及びジャッキ

拠点に残すことを希望する場合には、各区総務課経由でのご報告をお願いします。

なお、拠点に残した資機材の更新・廃棄等は、全て各拠点でお願いすることになりますので、それを踏まえた検討をお願いします。

#### (2) 応急担架用ポール

過去に応急担架用ポールを使用した訓練実施時に、ポールが破損したことがあるなど、経年劣化が進んだポールを使用することによる避難者等の負傷リスクに鑑み、一律回収することとします。



令和5年5月22日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

### 地域防災拠点における備蓄品の更新及び有効活用等について（依頼）

若葉の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年度においても、備蓄食料等の更新及び有効活用を行います。また、今年度は救助資機材の一部を回収いたしますので、次のとおりご協力をお願いいたします。

#### 1 備蓄食料の有効活用

##### (1) 有効活用及び数量の報告

地域防災拠点（以下「拠点」という。）に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

##### (2) 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和6年8月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
おかゆ	5箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
クラッカー	2箱 (70食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日又は 令和6年2月28日
ライスクッキー	1箱 (20食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

##### (3) 配布可能時期等

別添「令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）」のとおり

##### (4) 留意点

- ・賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- ・対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- ・年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、必ず令和5年12月までに使い切ってください。
- ・誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

裏面あり

(4) 有効活用数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、令和5年7月7日（金）までに、別添「備蓄食料の有効活用数量 報告書」を栄区総務課あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

(5) その他

令和5年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え、備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力をお願いいたします。

## 2 救助資機材の回収等

(1) 救助資機材の回収

令和4年度末に実施した「地域防災拠点における資機材見直しに係るアンケート調査」の結果を踏まえ、「エンジンカッター」、「レスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む。以下同じ）」、「応急担架用ポール」については、拠点から回収することとします。

ただし、エンジンカッター及びレスキュージャッキについては、残したい旨の要望も一定数あることから、拠点ごとの希望に応じて残置の有無を決定していくこととします。

(2) 残置希望の報告

残置希望をとりまとめるため、令和5年7月7日（金）までに、別添「救助資機材の残置希望 報告書」を栄区総務課あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、残置希望数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、全て回収として処理させていただきます。

(3) 資機材を拠点に残す場合の対応について

拠点に残置するエンジンカッター及びレスキュージャッキの更新・廃棄等については、各拠点にてご対応くださいますようお願いいたします。

担 当：栄区役所総務課 武内・市野 電 話：045-894-8312 メール：sa-bosai@city.yokohama.jp
---------------------------------------------------------------------------

令和5年 月 日

## 備蓄食料の有効活用数量 報告書

令和5年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等で有効活用します。

### 1 配布（予定）日

令和 年 月 日

### 2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

### 3 報告者

\_\_\_\_\_区 \_\_\_\_\_地域防災拠点運営委員会

担当：\_\_\_\_\_

#### 【注意事項】

本調査票は、令和5年7月7日（金）までに、栄区総務課へご提出ください。



令和5年 月 日

## 救助資機材の残置希望 報告書

エンジンカッター及びレスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む）の残置希望について、以下のとおり報告します。

- ※ エンジンカッター及びレスキュージャッキそれぞれの項目について、選択肢1、2のいずれかに○をつけてください。
- ※ エンジンカッターについては、残置を希望する場合、下線部の空欄に数字を記入してください。

### ■ エンジンカッター

1. 回収を希望する（2台回収）
2. 2台中\_\_\_\_\_台残置希望

### ■ レスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む）

1. 回収を希望する（1台回収）
2. 回収を希望しない（1台残置）

報告者

\_\_\_\_\_区 \_\_\_\_\_地域防災拠点運営委員会

担当： \_\_\_\_\_

#### 【注意事項】

本調査票は、令和5年7月7日（金）までに、栄区総務課へご提出ください。





【別紙2】令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩備蓄食料⇩						
水缶詰				有効活用の報告期限	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】平成29年度製造分（青色ラベル）（24本/箱×17箱）	拠点訓練等での有効活用は、令和5年度分の備蓄食料が配送された後から開始してください。 （有効活用しない分は、8月～9月に全て回収します。）  <b>※ 有効活用する場合、必ず賞味期限内に使い切ってください。</b> ※ 有効活用分として報告していただいた数量が余ってしまった場合でも、後からの回収は原則できません。
保存パン					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱）	
おかゆ					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱）	
クラッカー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱）	
ライスクッキー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱）	
ビスケット ※ 区役所にのみ備蓄。 拠点では備蓄していません。					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（100食/箱×10箱） 【回収】平成29年度製造分（青色ラベル）（100食/箱×10箱）	
スープ				有効活用不可	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×1箱）  【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】令和4年度製造分（青色ラベル）（20缶/箱×1箱）	スープ、粉ミルクについては、 <b>年内に賞味期限が切れるため、有効活用不可</b> （8月～9月に全て回収します。）
粉ミルク						

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩生活用品⇩（令和5年度は、旭区、磯子区、金沢区、港北区の拠点において更新予定）						
哺乳器				有効活用不可	2020年1月に納入したものを回収し、今年度購入分を配送します。	有効活用不可 （8月～9月にすべて回収します。）
小人用おむつ						
大人用おむつ						
生理用品						

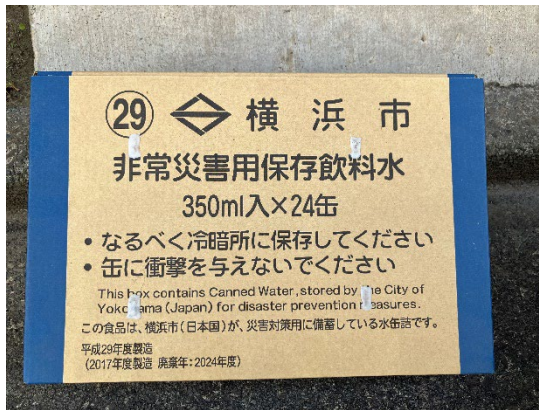
品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩救助資機材⇩						
エンジンカッター				配備希望の報告期限		1月～2月に回収予定 （残置分の更新・廃棄等は、各地域防災拠点での対応となります。）
レスキュージャッキ （ガレージジャッキを含む）						
応急担架用ポール				全て回収		1月～2月に回収予定 （劣化による破損のリスクに鑑み、一律回収とします。）
ヘルメット ※令和5年度は、 ・鶴見区 ・神奈川区 ・西区 ・中区 ・港南区 ・金沢区 ・港北区 ・瀬谷区 の拠点において更新予定。						1月～2月に回収・配送予定 各拠点に配備されている老朽化が進んだヘルメットを更新します。古いヘルメットを回収し、折り畳み式のヘルメット（1拠点あたり10個）を配送します。



【令和5年度、地域防災拠点において有効活用可能なもの(5品目)】

(未使用分は、8月～9月の回収、及び1月～2月の回収で回収予定)

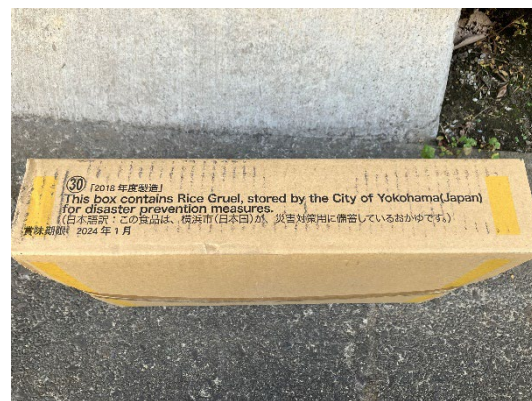
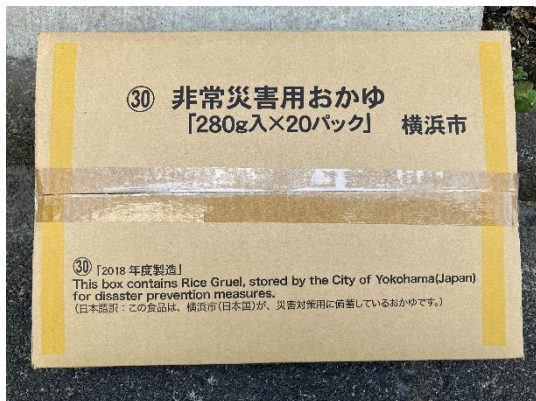
■ 平成29年度製造水缶・青色ラベル(賞味期限:令和6年8月31日まで)



■ 平成30年度製造保存パン・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

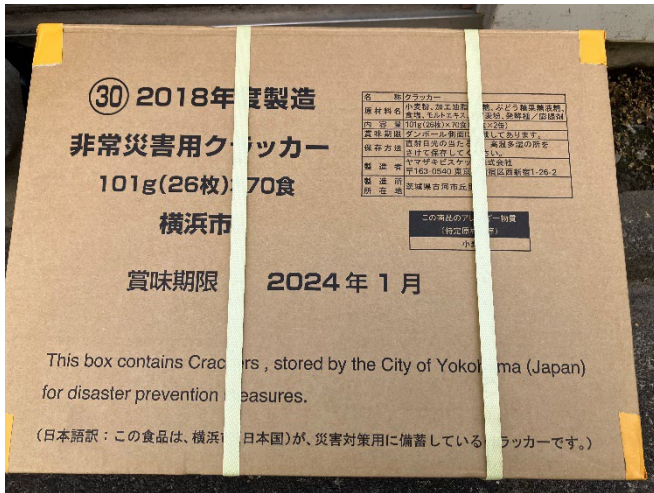


■ 平成30年度製造保存おかゆ・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

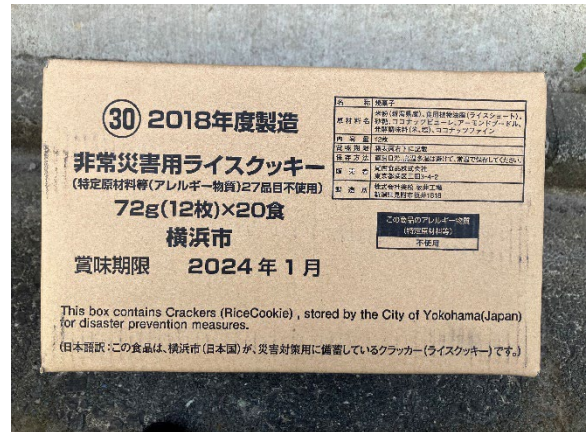
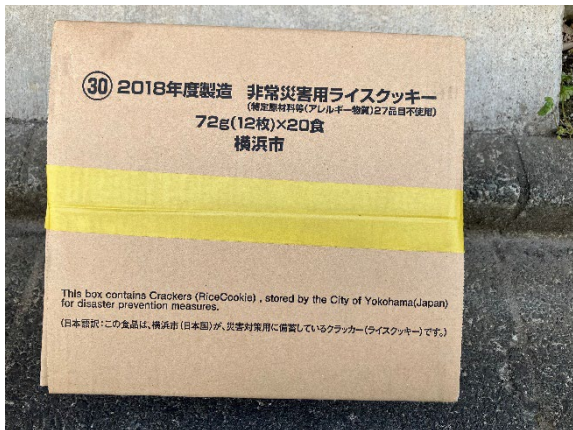


■ 平成 30 年度製造クラッカー・黄色ラベル

(賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日または令和 6 年 2 月 28 日まで)



■ 平成 30 年度製造ライスクッキー・黄色ラベル (賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日)



【拠点では有効活用できないもの（8月～9月に回収予定）】

■ 平成30年度製造スープ・黄色ラベル（賞味期限：令和5年7月まで）



■ 令和4年度製造粉ミルク・青色ラベル（賞味期限：令和5年12月まで）



【区役所にのみ配備されているもの（8月～9月に回収予定）】

- 平成29年度製造ビスケット・青色ラベル（賞味期限：令和6年8月31日まで）



令和5年5月 22 日

地域防災拠点運営委員長

**「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの改正について（通知）**

近年の災害の教訓や「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の改正を踏まえ、ペット対策の充実や男女ニーズの違いへの配慮、地域防災拠点とマンション管理組合等、町の防災組織との連携の強化など、災害対策の充実を図るため、「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを改正しました。

**1 主な改正内容**

- (1) 本編と資料編の統合(資料編の内容を本編へ溶け込み)
- (2) 災害時避難者向け Wi-Fi の運用の項目の追加、ペット対策の記載の充実
- (3) 地域防災拠点と町の防災組織の連携例の追加
- (4) 様式「町の防災組織⇄地域防災拠点 報告様式(第 17 号)」を追加
- (5) その他文章の体裁の修正

**2 改訂**

令和4年9月1日

**3 掲載**

「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（総務局危機管理部地域防災課 HP）

**4 備考**

令和5年2月に各地域防災拠点備蓄庫へ印刷したマニュアルを3部納品しています。

担 当：栄区役所総務課  
武内・市野  
電 話：045-894-8312  
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp





令和5年5月 22 日

地域防災拠点運営委員長

### 災害用コミュニケーションボード等の再配布について（依頼）

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援、ご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたく、平成 20 年にコミュニケーションボード等のセットを配布しておりますが、備品台帳に入っていないため紛失等が発生していることを考慮し、再配布を行います。

災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

#### ○配布数 1セット

<内容>

- ・説明文書(趣旨書) 1
- ・コミュニケーションボード 3
- ・啓発チラシ 3
- ・文字盤 3
- ・バンダナ 緑色3 黄色3

※クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布します。



#### ○配布時期 8～9月頃

(総務局地域防災課が行う備蓄食料の更新に併せて配送させていただきます。)

被災時には地域防災拠点において障害のある方も避難生活を送ることが想定されます。その際に、拠点の関係者が少しでもスムーズにコミュニケーションができるよう、コミュニケーションボードを配布しています。

また、セイフティーネットプロジェクト横浜では出前講座を行っており、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をお伝え可能です。お気軽に、横浜市社会福祉協議会・障害者支援センターまでご相談ください。

<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL : 045-681-1211/Fax : 045-680-1550

横浜市健康福祉局障害施策推進課

TEL : 045-671-3598/Fax:045-671-3566



令和5年5月 22 日

地域防災拠点運営委員長

## ウェットティッシュ及び避難所掲示セットの配布について（依頼）

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援、ご尽力いただきありがとうございます。  
災害時に円滑な避難所運営に役立てていただきたく、各地域防災拠点へウェットティッシュ及び避難所掲示セットの配付を行います。

避難所掲示セットは、横浜市横浜市南区の市立横浜総合高校の生徒が作成し、横浜栄・ボランティアネットワークへ寄付されたものです。

## 1 配布内容

- (1) 防災用ウェットティッシュ 30枚入り 10セット
- (2) 避難場所標示シート 1セット

## 2 配送時期

令和5年5月～6月  
(各地域防災拠点倉庫へ配送させていただきます。)



【ウェットティッシュ】



【避難所標示セット】

担 当：栄区役所総務課  
武内・市野  
電 話：045-894-8312  
メール：sa-bosai@city.yokohama.jp



# 令和5年度 災害時に備えた訓練<<水道局>>

震災に備えて、日頃から訓練を重ねることが大切です。水道局では、災害時給水所である災害用地下給水タンクなどで地域の皆さまと応急給水訓練を実施しています。

この訓練で、災害時給水所の場所や災害用地下給水タンクの取り付け方法をご確認いただくなど、災害時の応急給水活動を地域の皆さまの「共助」で行う体制を強化しています。

つきましては、地域防災拠点の訓練実施の際に、応急給水訓練の実施もご検討くださるようお願いいたします。

## 災害対策の基本的な考え方

災害に備え1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄をお願いしています。

災害時の飲料水確保の方法				開設者	発災直後から3日目まで	発災4日目以降
飲料水確保の場所	目印	施設の種類など	分類			
ご家庭・企業	—	備蓄している飲料水	自助	—	→	
災害時給水所	 ● 災害用地下給水タンク 134基 災害用地下給水タンク概要図	 ● 配水池 22カ所 小菅浄水場配水池(戸塚区)	共助	地域の皆さま (管工事協同組合 開設の補助)	→	
	 ● 緊急給水栓 358基 緊急給水栓概要図	水道局職員		→		
	 給水車 横浜市水道局	 ● 緊急給水栓 358基 緊急給水栓概要図	公助	水道局職員 管工事協同組合	→	
	のぼり			水道局職員 応援都市職員	→	

災害時に水道局職員等が水質等の安全性を確認後、応急給水を開設・開始します。したがって、皆さまによる開設訓練は必要ありません。

## 1 実技編 (実際に皆さまに体験していただく訓練)

### 災害用地下給水タンクを開設して飲料水を確保する訓練

☆今年度も横浜市管工事協同組合が参加します！

《内容》発災直後において地域の皆さまの助け合いにより災害用地下給水タンクを開設し、飲料水を確保できるようにするための訓練です。

《対象》災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点(6か所)と小菅ヶ谷地域ケアプラザ  
 小山台中学校・飯島小学校・笠間小学校・本郷小学校・桂台中学校・庄戸小学校  
 (拠点外) 小菅ヶ谷地域ケアプラザ

**(1) <<少人数向け>>組み立て実技訓練**

運営委員会メンバー又は運営委員会が指名したメンバー（食料物資班など）などに対して、装置組み立てや操作などの実技訓練を行います。

《所要時間》30分～45分

《対象人数》10人～15人程度

★全体訓練開始前・終了後に行うことも可能です。



**(2) <<大人数向け>>組み立て見学及び実技訓練**

全体訓練の参加者等（複数のグループ）を対象に、水道局職員、運営委員会又は管工事協同組合員等が行う装置組立て作業を見学しながら、何人かの方(5人程度)に組立作業を体験していただきます。

また、災害時に飲料水を確保する方法や、飲料水の備蓄等に関する説明をします。

《所要時間》1グループあたり20分～30分

《対象人数》1グループ50人以内（実技は5人程度）



災害用地下給水タンクは、拠点の皆さまで設営する設備です。設置拠点におかれましては、積極的に訓練を実施していただきますようお願いいたします。

**2 概要説明・ミニ講座編**

説明のみ

**「災害時の飲料水確保について」**

《内容》災害時に飲料水を確保する方法や地下タンク・緊急給水栓の機能や役割、及び飲料水の備蓄のお願いなどを説明します。参加者の皆さまにチラシを配布して、訓練全体集会の場などで説明します。（自助・共助・公助の役割など）

《対象》すべての地域防災拠点

※複数の地域防災拠点訓練日程が重なった場合には、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

《所要時間》10分～15分

依頼方法及び問合せ先

【依頼方法】

地域防災拠点参与（各拠点を担当する区役所の課長又は係長）経由で区役所にご依頼ください。



ご不明な点がございましたら、水道局までお問い合わせください。

横浜市水道局 戸塚水道事務所 事務係 防災担当

電話:045-871-6461 FAX:045-864-4182



水道局キャラクター  
はまピョン

令和 年 月 日

横浜市水道局 戸塚水道事務所 あて

(区役所地域防災拠点参与 経由)

(FAX 864-4182)

## 災害時に備えた訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

地域防災拠点名： \_\_\_\_\_

運営委員会委員長： \_\_\_\_\_

区役所参与： \_\_\_\_\_

実施日	令和 年 月 日 ( )
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分

希望する訓練にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	災害用地下給水タンクの組立て実技訓練
<input type="checkbox"/>	概要説明・ミニ講座（講話のみ）
<input type="checkbox"/>	緊急給水栓からの給水体験（設置は水道局が行います。）

通信欄（ご要望等がある場合は、こちらに記入してください。）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。





令和5年5月22日

地域防災拠点運営委員長

横浜市栄区総務課長

## 令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

若葉の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした、地域拠点運営研修を実施します。

別添の案内資料をご参照のうえ、受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

※推薦は任意

※委員長が受講していただくことも可能

### 1 研修概要（日時、場所、申し込み方法、問い合わせ先 等）

案内資料「令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内」のとおり

### 2 添付資料

案内資料「令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内」

担 当：栄区役所総務課 武内・市野 電 話：045-894-8312 メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp
----------------------------------------------------------------------------



# 令和5年度 地域防災拠点運営研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難された方によって運営します。  
本研修を受講いただき、具体的な運営方法を学びましょう。

## 1 研修対象者

拠点運営委員の方（研修の成果を地域防災拠点運営につなげていただくため、お手数ですが、各拠点の代表者の方からご推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から **2名** まで推薦可能です。

※家庭防災員、防災ライセンス講習会、  
防災・減災推進研修を受講された方も推薦可能です。

### 【受講者の声】

想定していなかった課題をイメージできた。  
日頃からの事前の備えが大切だと感じた。



## 2 研修内容

### （1）研修カリキュラム

前半	【講義】 「 <b>地域防災拠点の運営方法について知ろう</b> 」	○地域防災拠点の運営方法や拠点運営の活動事例等について学びます。
後半	【グループワーク】 「 <b>避難所運営の模擬体験をしよう</b> 」	○ケーススタディを通して避難所で起きている出来事にどう対応するか図上にて体験します。

### （2）開催日時 ※ 内容はすべて同じです。

日程	時間	場所	定員
7月18日（火）	13：30～16：00	横浜市民防災センター（横浜駅）	60名
7月19日（水）	9：30～12：00	横浜市民防災センター（横浜駅）	60名
7月29日（土）	9：30～12：00	青葉区役所（市が尾駅）	50名
8月5日（土）	9：30～12：00	戸塚区役所（戸塚駅）	50名

## 3 申し込み方法

「地域防災拠点運営研修 推薦書」（別紙1）に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、**6月21日（水）まで（必着）**に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

裏面あり

## 4 受講者の決定

---

7月上旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合は、来年度以降に受講をお願いすることがあります。その場合、「各区の受講者数のバランス」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

## 5 自宅学習編のご案内

---

会場での受講のほか、横浜市が指定する動画を視聴した方は、「地域防災拠点運営研修」を受講したものとします（自宅学習編の受講にあたっては、お申し込みは不要です。）。

詳細は、本市ウェブサイトをご確認ください。

下記QRコード（またはURL、検索）により本市ウェブサイトへアクセスできます。



QRコード

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月21日（水）から令和6年3月20日（水）まで

## 6 お問い合わせ

---

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編について

担当：横浜市総務局地域防災課（森崎、福田） 電話：045-671-2011

## 7 その他

---

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>



QRコード

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

<横浜市コールセンター> 045-664-2525 (平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

令和 年 月 日

イマジネーション株式会社 行

地域防災拠点名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「地域防災拠点運営研修」推薦書

令和5年度の「地域防災拠点運営研修」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月21日（水）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】 受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日時	【第1回】 7月18日（火） 13:30～16:00	【第2回】 7月19日（水） 9:30～12:00	【第3回】 7月29日（土） 9:30～12:00	【第4回】 8月5日（土） 9:30～12:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	青葉区役所	戸塚区役所
受講可能日 （○を記入）				

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp



総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「地域防災拠点運営研修」修了証発行申請書

次の方は指定された地域防災拠点運営に関する動画を閲覧しました。「地域防災拠点運営研修」の修了証の発行を申請します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（約20分）	
地域防災拠点の開設・運営について（約18分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
在宅避難について（約5分）	

- ※ すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。
- ※ それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。
- ※ 組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりの」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に  
チェック(✓)

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。



横浜市 地域防災拠点運営研修

検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

## 【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合のみ利用します。

修了証には、地域防災拠点開設・運営マニュアルやスターターキット等、地域防災拠点運営を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（森崎・福田）

TEL：045-671-2011 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

取りまとめ用紙

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	



# 令和5年度横浜防災ライセンス 資機材取扱講習会 受講者募集

横浜市では、身近な小中学校など459か所を地域防災拠点に定め、被災した住民の避難生活の場所や、住民による救助・救護活動の拠点と位置付けています。当講習会では、この地域防災拠点の開設・運営を担う中核的人材として、下記①及び②の資機材取扱リーダーを養成しています。

## 【資機材取扱リーダー】

- ①「生活資機材取扱リーダー」：避難生活に必要な資機材が取り扱えるリーダー  
 ※仮設トイレ、移動式炊飯器、応急給水（災害用地下給水タンク、簡易給水栓）
- ②「救助資機材取扱リーダー」：救助活動に必要な資機材が取り扱えるリーダー  
 ※エンジンカッター、レスキュージャッキ、発電機、投光器
- それぞれ半日単位の講習会を受講された方を、資機材取扱リーダーとして認定しています。  
 （リーダー証を発行し、リーダー名簿に登載します。）

## 1 会場・日程等

回	開催日（雨天決行）	会場	住所	申込締切（必着）
1	令和5年9月10日（日）	仲尾台中学校	中区仲尾台2-3	令和5年8月10日（木）
2	令和5年10月15日（日）	中和田小学校	泉区和泉中央南4丁目9-1	令和5年9月15日（金）
3	令和5年10月21日（土）	根岸中学校	磯子区西町1-7-13	令和5年9月21日（木）
4	令和5年11月11日（土）	十日市場中学校	緑区十日市場町1-5-01-42	令和5年10月11日（水）

- 居住区に関わらず、どの回でも受講できます。
- **会場内に受講者用の駐車場はありません。会場内へ自家用車を乗り入れることはできません。**

## 2 募集

第1回から第4回までの生活資機材取扱講習会及び救助資機材取扱講習会（定員：各回48人※）  
 ※感染症等の状況により、定員を減らす場合がありますので、ご了承ください。

【注意】申込多数の場合は、原則として抽選により受講者を決定しますが、資機材取扱リーダー数が少ない地域防災拠点からの申込を優先する場合があります。

※ 地域防災拠点ごとのリーダー数は横浜市ホームページからご確認いただけます。

- 受講可否（抽選結果）は、講習日のおおむね2週間前までに郵送でお知らせします。

## 3 スケジュール（予定）

8:30-9:00	受付1
9:00-12:00	開講、生活資機材取扱講習会
12:30-13:00	受付2(午後の講習だけを受講する方)
13:00-16:00	救助資機材取扱講習会、閉講

## 4 申込み

申込方法は2種類あります。

下記の注意事項をよく読んでからお申込みください。

### [申込上の注意事項等]

- 受講対象者は、原則16歳以上の横浜市民です（ただし、生活資機材取扱講習は中学生以上の参加可）。
- 申込は、受講希望者1人につき1件が必要です。
- 記入・チェック漏れがある場合は受付が出来ない場合がありますので、ご注意ください。
- 開催回によって申込締切が異なりますのでご注意ください。

### (1) 横浜市電子申請・届出サービス

ご希望の開催回のQRコードより、「横浜市電子申請・届出サービス」にログインしていただき、必要事項を入力の上、申し込みをしてください。※開催回により申請フォームが異なります。

回	開催日（雨天決行）	会場	申込締切（必着）	申込用QRコード
1	令和5年9月10日（日）	仲尾台中学校	令和5年8月10日（木）	
2	令和5年10月15日（日）	中和田小学校	令和5年9月15日（金）	
3	令和5年10月21日（土）	根岸中学校	令和5年9月21日（木）	
4	令和5年11月11日（土）	十日市場中学校	令和5年10月11日（水）	

申込を手軽にするために昨年度より新たに導入しました！  
パソコンだけでなくお手持ちの  
スマートフォンでも申込可能です！

横浜防災ライセンス

🔍 検索

## (2) 往復はがき

①太枠内を記入・チェックした申込用紙を、往復はがき「往信」裏面に貼り付けます。

希望講習会	第 回 月 日 学校	希望講習(□にチェック) <input type="checkbox"/> 生活・救助の両方 <input type="checkbox"/> 生活のみ <input type="checkbox"/> 救助のみ
氏名(ふりがな)		
住所	〒 -	
電話番号		
居住地の 地域防災拠点	地域防災拠点	
受講履歴 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再受講 (受講年度:平成・令和 年度、リーダー証番号 - - )	
同意事項 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 当申込用紙に記入した情報が、受講後に居住地の地域防災拠点運営委員会・区役所・消防署・ネットワーク団体へ提供されることについて、同意します。	

② ご自身の住所・氏名を往復はがき「返信」表面に記入し、下記宛先へ送ります。

【宛先】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局地域防災課防災ライセンス担当

## 5 その他(申込書「同意事項」について)

資機材取扱リーダーに認定後、氏名・住所・電話番号をリーダー名簿に登載し、居住地の地域防災拠点運営委員会・区役所・消防署・各区ネットワーク団体へ提供させていただきます。

【問合せ】  
横浜市総務局地域防災課  
担当：森崎、押見  
(TEL045-671-2011 FAX045-641-1677)



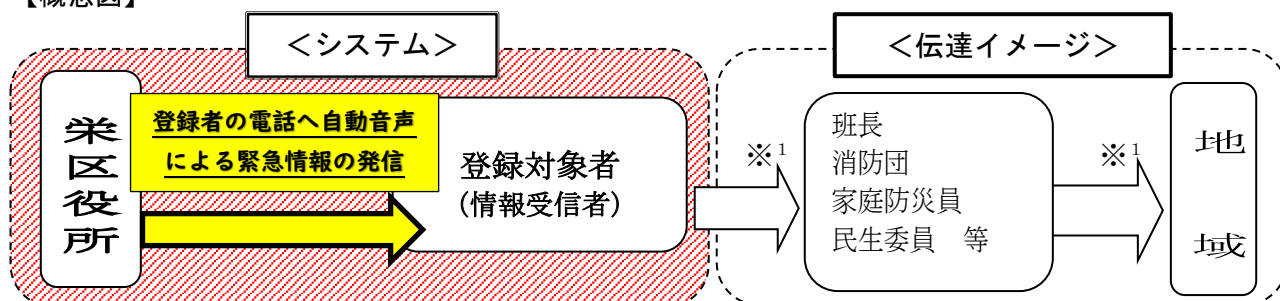
## 栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

栄区では発災時などに緊急情報の伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への緊急情報の提供体制の強化を図っています。

新年度を迎え、システムの登録対象者の電話番号の登録について、更新を行います。

### 1 緊急時情報伝達システムのイメージ

【概念図】



※<sup>1</sup> 登録対象者（情報受信者）から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。  
状況に応じてご対応ください。

### 2 システムの登録対象者（情報受信者）

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会・町内会長等※<sup>2</sup>
- (3) 地域防災拠点運営委員長
- (4) 即時避難指示対象世帯

※<sup>2</sup> 自治会・町内会長は原則登録対象とし、更に防災担当役員の方など1名まで追加登録することができます。

### 3 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例) 台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

### 4 申請方法

地域防災拠点運営委員長の皆様については、原則全員登録していただくようお願いします。  
（自治会・町内会等として登録申請される方は、提出には及びません。）

- (1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記担当まで、直接ご持参いただくか、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。  
メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。
- (2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。
- (3) 地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

## 5 申請期限

令和5年6月30日（金）まで

## 6 添付資料

- (1) 別紙1 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

担 当：栄区総務課（41 番窓口） 武内・市野

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：[sa-bosai@city.yokohama.jp](mailto:sa-bosai@city.yokohama.jp)

# 栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)  
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記のとおり申請します。

役職等	地域防災拠点運営委員長
氏名	〇〇 〇〇
登録をする電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

## 【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記担当まで直接ご持参いただくか、FAX又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。

【期限：令和5年6月30日（金）まで】

担 当：栄区総務課（41番窓口） 武内・市野

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：[sa-bosai@city.yokohama.jp](mailto:sa-bosai@city.yokohama.jp)





## ハマッコトイレの地域要望(治具配布・動画公開)への対応について

これまで、地域防災拠点運営委員と市職員の共同で防災訓練の一環としてハマッコトイレの設置訓練を行った中で、地域から要望のあった事項について対応します。

### 1 貯留弁用開閉治具の配布について

令和2年度以前に整備済みのハマッコトイレ332拠点について、排水作業の容易性の向上のため、貯留弁用開閉治具(以下、治具という)を配布します。なお、令和3年度以降は、ハマッコトイレ整備に合わせて治具を配布しております。

- ・配布予定時期: 令和5年 10 月から 12 月予定
- ・配布箇所: 各地域防災拠点の防災倉庫等(区役所、病院を含む)
- ・配布方法: 委託業者より各地域防災拠点等に納入し、各学校(管理者等)の方からサインを受領します。

**※1 ハマッコトイレの備品を地域防災倉庫以外に格納している場合は、地域防災委員の方々に治具の移動をお願いします。**

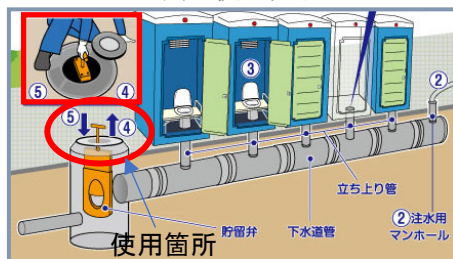
- ・配布対象拠点: **別紙1**を参照ください。

治具の大きさ



縦 78 cm × 横 48 cm × 高さ 7cm  
重さ 1.8kg

治具の使用箇所



治具の設置状況



※2 治具の使用方法については、**別紙2**を参照ください。

### 2 ハマッコトイレ(グランド埋設型)の使用法の動画公開について

ハマッコトイレをグランドに設置しているケースがあります。その場合、安全性を考慮してマンホールをグランドから7cm低いところに埋めています。このマンホールの探し方から設置までの手順の説明動画を作成しましたので、公開します(令和5年6月上旬 HP にアップ予定)。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/sinsaitoire.html>



※3 この情報は、対象の各校へ通知および教育委員会に共有を行う予定です。

## 対象拠点一覧

行政区	拠点名	整備年度	貯留弁用 開閉治具 配布対象	グラウンド 埋設型
栄	本郷小学校	H26	○	×
	本郷中学校	H26	○	×
	西本郷中学校	H26	○	×
	豊田小学校	H28	○	×
	栄区役所	H29	○	×
	飯島小学校	H30	○	×
	笠間小学校	H30	○	×
	西本郷小学校	R1	○	○
	本郷台小学校	R1	○	○
	飯島中学校	R1	○	×
	桂台小学校	R2	○	○
	桂台中学校	R2	○	×
	桜井小学校	R2	○	×
	上郷小学校	R3	×	×
	小菅ヶ谷小学校	R3	×	×
	公田小学校	R3	×	×
	庄戸小学校	R4	×	×
	小山台小学校	R4	×	×
	千秀小学校	R4	×	○
	(旧)野七里小学校	R5	×	×
	(旧)庄戸中学校コミュニティハウス	R5	×	×
合計拠点数	21	—	13	4

## ハマッコトイレ貯留弁用開閉治具の使用方法について

### 【目的】

貯留弁用開閉治具を使用することで、立ったまま取っ手を引き上げることができ、開閉治具の穴にストッパーを差し込むことで、汚水がすべて流れきるまで弁が開いている状態を維持することができるため、排水作業の容易性の向上が図られます。



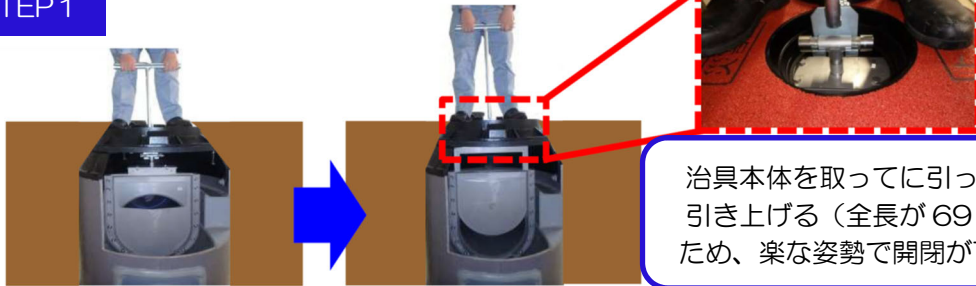
貯留弁引き上げ状況



貯留弁の開状態

### 【使い方】

#### STEP 1



治具本体を取ってに引っ掛け、引き上げる（全長が69 cmあるため、楽な姿勢で開閉が可能）。

#### STEP 2



治具本体の側面の穴にストッパーを差し込む



人力による開状態を保持する必要なし

### 【製品図面】

